

永平寺町規則第10号

永平寺町水道の布設工事の監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町水道の布設工事の監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町水道の布設工事の監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則(平成25年永平寺町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「施工」を「施行」に改める。

第2条中「第4条第6号」を「第4条第8号」に、「第5号」を「第7号まで」に改め、同条第1号中「2年」を「1年6箇月」に改め、同条第2号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「の」を「に」に改め、「若しくは学科目」及び「は」を削り、同条第3号中「又は水道環境」を削り、「1年」を「6箇月」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条中「第2号及び」を「第1号から」に改め、同条第1号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「した」の次に「(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加え、「5年」を「2年6箇月」に改め、「卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、「7年」を「3年6箇月」に、「9年」を「4年6箇月」に改め、同条第2号中「第5条」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、「学校において」の次に「習得する程度と同等以上に」を加え、「に規定する」を「の」に、「の」を「に規定する」に改め、同条第3号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。